

あきる野市乳幼児一般型一時預かり事業における医療的ケア児受入れ取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市乳幼児一般型一時預かり事業実施規則（平成30年あきる野市規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、医療的ケア児を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(医療的ケア児の受入れを実施しない日)

第2条 医療的ケア児の受入れを実施しない日は、規則第3条各号に定める日及び土曜日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(対象乳幼児)

第3条 対象乳幼児は、乳幼児に対する一般型一時預かり事業（以下「事業」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）において、次の各号のいずれかの医療的ケアを必要とする乳幼児とする。

- (1) 喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）
- (2) 経管栄養（経鼻経管栄養・胃ろう）
- (3) 導尿
- (4) その他主治医が事業の利用は可能であると判断した医療的ケア

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の全てを満たしていない場合は、事業を利用することができないものとする。

- (1) 12か月以上の在宅経験がある。ただし、主治医の意見書がある場合においては、8か月以上の在宅経験があれば利用できる。
- (2) 過去3か月に急性増悪などによる症状の悪化や新たな治療がない。ただし、計画的な入院治療は除く。
- (3) 対象年齢の予防接種を完了している。
- (4) 日常的に他の児童から隔離して保育する必要がある。
- (5) 主治医の許可を得ている。
- (6) 地域のかかりつけ医を受診している。

(登録)

第4条 事業の利用を希望する医療的ケア児の保護者は、利用日のおおむね7日前までにあきる野市乳幼児一般型一時預かり事業利用登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする医療的ケア児の保護者は、利用日のおおむね7日前までにあきる野市乳幼児一般型一時預かり事業利用申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請の際は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 医療的ケア実施申込書（様式第4号）
- (2) 主治医意見書兼医療的ケア指示書（様式第5号）
- (3) 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（様式第6号）

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、あきる野市乳幼児一般型一時預かり事業利用決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。